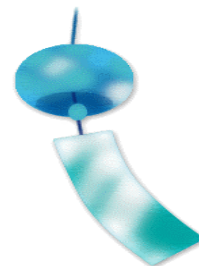


道仏土地区画整理事業の推進につきましては、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、去る6月30日（土）に総代会が行われ、平成23年度収支決算が決まりましたので、その概要をご報告いたします。

本年度は軟弱地盤対策であるプレロード造成工事も概ね完了し、残土の搬出を行い区画道路の整備を行いますので、引き続き事業へのご理解とご協力をお願いします。



総代会報告

1. 平成23年度決算

収入

合計：1,400,875千円

(単位：千円)

款	金額	備考
補助金	150,000	地方道路交付金事業 (繰越) 住宅市街地盤整備事業 (繰越)
	195,564	まちづくり交付金 まちづくり交付金(繰越明許)
保留地処分金	324,479	
諸収入	5,051	預金利子等
繰越金	725,781	前年度繰越金
合計	1,400,875	

支出

合計 692,401千円

(単位：千円)

款	金額	備考
事務費	5,365	労働保険代、パート賃金、費用弁償、事務用品、郵送料、電話料等、土地区画整理事業賠償責任保険等
	65,099	基盤整備技術支援等業務委託 下水道整備負担金等
事業費	55,822	基盤整備技術支援等業務委託 埋蔵文化財調査業務等
	348,396	区画街路築造工事 区画街路築造工事(繰越) 調整池築造工事(繰越) プレロード造成工事(繰越)
	160,267	建物移転・工作物補償等
	57,452	上水道工事負担金
予備費	0	予備費
合計	692,401	

*繰越金 収入から支出を差し引いた額 708,474千円が平成24年度に繰越されました。

(1) 平成23年度の下記の事業が繰越されました。

ア. 幹線街路築造工事	1本	12,146,000円
イ. 区画街路築造工事	5本	66,070,000円
ウ. 上水道整備負担金		25,100,000円
エ. 整地工事	3本	117,492,600円
オ. 建物等移転費		33,998,000円
合計		254,806,600円

(2) 主な事業概要

ア. 築造工事

- 〔1〕 幹線道路（都市計画道路宮代通り線）築造工事
 - ① カスミ脇の幅員12m区間において、道路照明灯の工事に実施しました。
 - ② 姫宮落川までの幅員14m区間において、整備延長100.6mの道路築造工事に実施しました。
 - ③ 幅員14m区間において、道路築造工事を289.8m実施しました。
- 〔2〕 区画道路舗装工事実施 2,065.3m
- 〔3〕 区画道路築造工事の着手 1,339.8m
- 〔4〕 東武鉄道境の防護柵設置を205m及び工事により影響の出た軌道の修正工事の実施をしました。
- 〔5〕 特殊街路築造工事 歩行者専用道路築造を119.1m実施しました
- 〔6〕 公園緑地築造工事
 - ① 調整池から発生した粘性土の処分(6,800³)、普通土の処分(2,500³)と68街区の造成を実施しました。また、調整池築造工事(2期)を実施しました。

イ. 移転移設

- 〔1〕 物件移転 移転補償(28件)
- 〔2〕 電柱移設 (20件)

ウ. 上水道整備

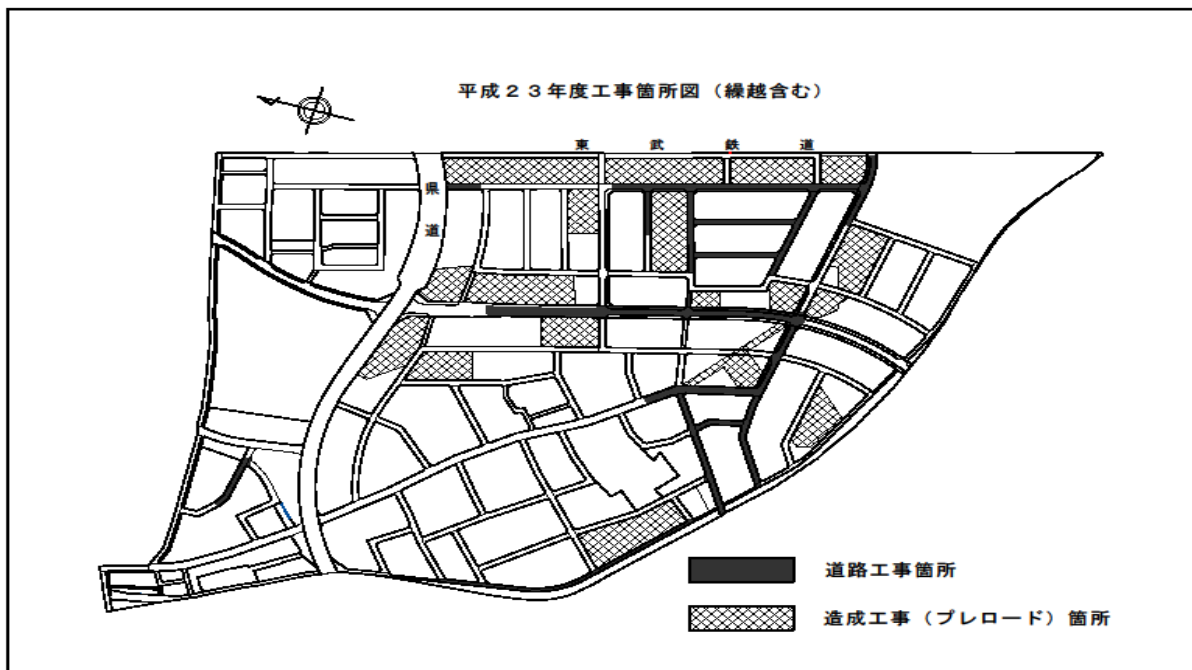
区画道路築造工事に併せて、町水道事業者に上水道工事を委託しました。

エ. 整地工事

- 〔1〕 プレロード造成工事
地盤を安定させるため載荷盛土を行った。(完了面積22,486² 着手面積6,398²)
- 〔2〕 造成工事
51街区・54街区・57街区・67街区の造成工事を37,159²実施しました。
また、プレロードに使用した土の処分に着手しました。(35,700²)

オ. 雑工事

- 〔1〕 防火水槽設置工事
3号、4号公園に40³級の防火水槽を設置しました。
- 〔2〕 公共下水道公共枡設置及び上水道分水栓設置工事
55.56街区の保留地売却に伴い、ハウスメーカーの分譲区画に公共枡と分水栓を設置しました



2. 平成24年度収支補正予算

収 入

(単位:千円)

款	補正前 の額	補正額	計
補助金	285,604	0	285,604
保留地処分 金	405,221	0	405,221
諸収入	401	0	401
繰越金	628,828	△6,676	622,152
合 計	1,320,054	△6,676	1,313,378

支 出

(単位:千円)

款	補正前 の額	補正額	計
事務費	67,442	0	67,442
工事費	589,161	0	589,161
補償費	106,600	0	106,600
調査設計費	62,115	0	62,115
予備費	494,736	△6,676	488,060
繰越金	0	0	0
合 計	1,320,054	△6,676	1,313,378

【今回の補正内容】

収入・支出

平成23年度決算による繰越金が確定したことにより、収入、支出とも△6,676千円減額しました。

お 知 ら せ

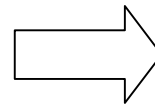
1. 電柱等の設置について

区画整理地内においては通行の安全、災害に強いまちづくりをめざし、原則として、道路上（歩道含む）に電柱は設置せず、宅地内に設置することとなりました。設置場所に該当した場合は、電線管理者（東京電力㈱、日本電信電話㈱）が直接皆様のところへ、ご相談にお伺いする場合がございます。その際は、ご理解、ご協力をお願いします。

2. 所有権及び所有権以外の権利ならびに建築物等の権利変動があった場合

区画整理事業中は、常に土地や建物の権利の状況を確認しておく必要があります。権利変動が生じたときは組合に権利変動届を提出ください。

こんなときは・・・① 土地の売買による名義変更
② 土地の貸し借り
③ 相続による名義変更
があった時は、



組合に
お届けを

※届出がないと組合員の方に対し、ご迷惑をおかけしたり、組合事務に支障をきたしますので、必ず届け出てください。詳しくは組合事務所にお尋ねください。

3. 建築をする場合

区画整理地内において、建物や工作物を新築・改築・増築する場合には、土地区画整理法第7条の許可が必要です。

その際には組合の同意が必要となります。事前にご相談ください。

※権利変動があった場合や、建築をする場合の申請雛形については
宮代町道仏土地区画整理組合ホームページ (<http://miyashirodoubutu.info/>)
の各種届出様式からダウンロードできます。

4. 住宅建築外構ガイドラインについて

組合では区画整理事業内の良好な住環境を整備するために宮代町道仏地区住宅建築外構ガイドラインという統ルールを設けました。

この住宅建築外構ガイドラインを設定することにより、良質な住宅街の形成が期待されることから、区画整理事業内で建築される住宅については新たな付加価値を生み出すことが可能になります。

住宅建築外構ガイドラインの概略は以下の通りです

- ① 建築に関する事（壁面位置の後退、建築物の高さの制限、建築物の外壁及び屋根の色彩等）
- ② 緑化に関する事（緑比率 25%以上、高木2本以上の植栽等）
- ③ 外構に関する事（かき又は柵は道路から0.5mの後退、透視可能なフェンスは宅地地盤面より1.0m以下の制限、ストリート花壇等の推奨、駐車場舗装の透水性等）

※詳細については、組合ホームページまたは、土地区画整理組合事務所までお問い合わせください。

5. 平成24年度集合保留地販売について

平成23年度に引き続き、今年度につきましても、集合保留地の販売を行います。

販売予定地につきましては、下記の**第64、65、73街区**を今秋に販売を予定しています。

集合保留地売却金は今後の区画整理事業の整備資金として活用されます。



今秋の販売予定
の集合保留地は、
この3街区（第64、
65、73街区）です

〒345-0811

宮代町字道佛415番地1

担 当 道仏土地区画整理組合 庶務部

TEL 0480-36-1610